

日本にお住まいの、すべての方へ。
お1人につき

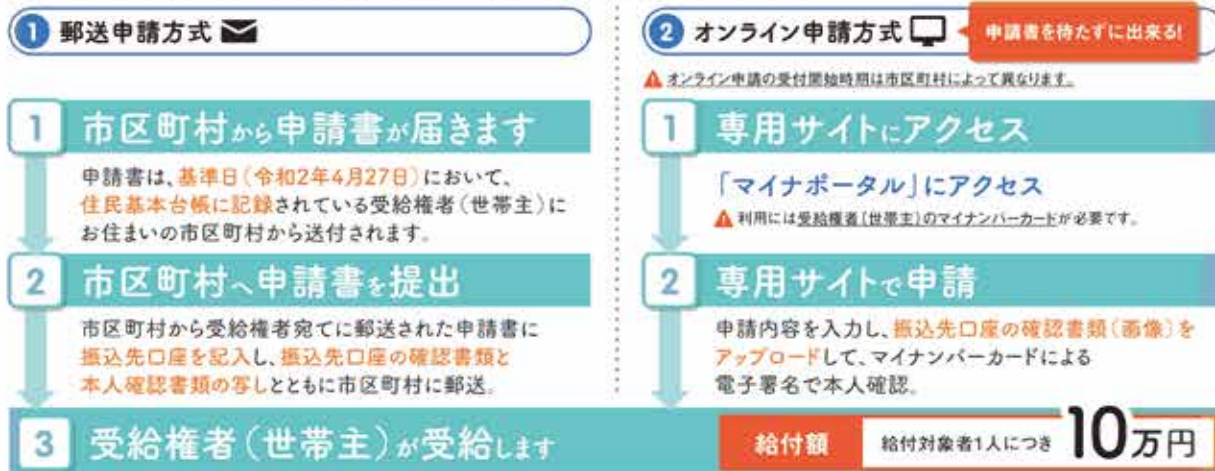
10万円 特別定額 給付金

はじまります
ひとりひとりの暮らしのために。

給付対象者	基準日(令和2年4月27日)時点で、 住民基本台帳に記録されている者	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
-------	---------------------------------------	------	-----------------

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請方法は、原則次の①及び②のいずれかとなります。
- 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日が設定される場合があります。

※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認めます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



給付額 給付対象者1人につき **10万円**

申請受付期限は、市区町村が定めた郵送申請方式の受付開始日から3か月以内となります。

可能な限り速やかに準備を進めておりますが、受付開始時期および給付開始時期は、市区町村によって異なります。
わからないことがあれば、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

！それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

「手伝う」とかたって大事な財産を奪おうとする者がいます。給付金に関連して国や市区町村が以下のようなことをすることは絶対にありません。

- ◆現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること ◆変給に当たり、手数料の徴収を求めること ◆メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

- ▶ 消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)
- ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」
- ▶ お住まいの市区町村 ▶ お近くの警察署 ▶ 警察相談専用電話「#9110」

お問い合わせ

恩納村特別定額給付金事業対策班 ☎961-0430

総務省特別定額給付金ホームページ ▶ <https://kyufukin.soumu.go.jp/>



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications